

# 三輝

学の輝き 知性を磨き 未来を創造し 挑戦する生徒

愛の輝き 自然を愛し 人を思いやる 感性豊かな生徒

健の輝き 心身を鍛え 最後までやり抜く 粘り強い生徒

令和8年5月28日(木)発行 由仁町立由仁中学校 発行責任者 富 樫 孝 行

## スマートフォン等を正しく利用するために

校長 富 樫 孝 行

田植えが本格的にスタートしました。職員玄関前にあるツツジも満開に咲き誇り、過ごしやすい季節となりました。

さて、先日行われた3年生の修学旅行、2年生の宿泊研修も無事に終了いたしました。現在、生徒たちはタブレットを活用してまとめの作業を行っているところです。何かの機会に発表する場面を設けますので、子どもたちの学習の成果をご覧いただければ幸いです。また、5月29日(金)には体育大会が開催されます。地域・保護者の皆様には、113名の生徒がエネルギーに躍動する姿をぜひご観覧いただき、温かい声援を送っていただけるようお願いいたします。

さて、私たちの日常生活に欠かせないツールとなったスマートフォンやタブレット。子どもたちにとっても、学習や情報収集、友人とのコミュニケーションなど、多くの可能性を秘めていることは間違いありません。しかしその一方で、使い方を誤ると、学習への集中力の低下や睡眠不足、SNSでのトラブルなど、様々な問題を引き起こすリスクも指摘されています。本校では毎年、情報モラル教育等を通じてこれらのリスクについての指導を徹底しておりますが、何よりも大切なのはご家庭での取り組みです。お子様がどのような情報を閲覧し、誰とどのようにコミュニケーションを取っているのか、保護者の皆様が積極的に関心を持ち、必要な時には適切なアドバイスや制限を設けることが不可欠です。ぜひご家庭におかれましても、使用時間や場所のルール設定、利用するアプリの確認、そして何よりも子どもたちとの対話を大切にしていきたいと思っております。



新年度が始まり2ヶ月が経ちました。子どもたちは毎日多くのことを経験し、日々成長しています。スマートフォン等がその健やかな成長を妨げるのではなく、むしろ成長の支えとなるよう、学校と家庭が連携して子どもたちを見守っていくことの重要性を改めて感じております。学校としても引き続き、子どもたちが安全で健全なデジタルライフを送ることができるよう指導してまいります。ご家庭でも定期的に利用ルールについて話し合う時間を持っていただき、ともに子どもたちの安全を守っていきましょう。

# 由仁町立由仁中学校いじめ防止基本方針

由仁町立由仁中学校

## [ 前 文 ]

由仁町立由仁中学校では、21世紀をよりよく生きるための「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」の調和のとれた生徒を育成するために、校訓「誠心琢磨」を掲げ、誠実な心を持ち、自分の素質や能力を努力によって磨き上げ、人格の向上を図ることを教育の目標として、日々教育活動に取り組んでいる。本校は、この教育目標に基づき、ここに「由仁町立由仁中学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### [ 基本理念 ]

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、重大な人権侵害であるとともに生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

全教職員は、いじめ（はやし立てたり、傍観したりする行為を含む）は絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応ずることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として常に教育活動全般において生命や人権を大切にすることを実践することや、教職員が、生徒一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在であることを強く認識し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。

本校では学校・保護者・地域が一体となって、21世紀をより良く生きるための「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」の調和のとれた生徒を育成するために、「誠心琢磨」という校訓を掲げ、誠実な心を持ち、自分の素質や能力を努力によって磨き上げ、人格の向上を図ることを教育の目標として日々教育活動に取り組んでいる。この教育目標に基づき、ここに由仁町立由仁中学校いじめ防止基本方針を定める。

### [ いじめの定義 ]

「いじめ」とは、「本校に在籍する生徒が、同じく在籍し一定の人的関係がある生徒によって心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)を受け、同生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### [ いじめの禁止 ]

本校生徒は、いじめを行ってはならない。また、認識しながら放置することもいけない。

### [ 学校及び職員の責務 ]

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、他関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・生徒会が主体的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。
- ・学校行事、PTA 活動等を通して保護者や地域、関係機関等との連携を深め、多面的に生徒を見守る体制づくりに努める。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかわる時間を多くするように努める。

### (2) いじめの早期発見のための取組

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

①生徒対象いじめアンケート調査年2回(6月、10月)

②個人面談(教育相談)を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査  
年2回(5月、10～11月の二者面談・三者面談)

- ・相談・通報のあった事案は、「いじめ防止等対策委員会」を通して情報共有に努める。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

### (3) いじめの早期解決のための取り組み

- ・いじめ、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために、必要があると認められるときは保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室において学習を行わせるなどの措置を講ずる。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会に報告・協議し、所轄警察署等と連携して対処する。

### (4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、ネットパトロールを実施するとともに、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。

## 3 「いじめ防止等対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等対策委員会」を設置し、1ヶ月に1回程度開催します。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

### (1) 「いじめ防止等対策委員会」の構成員

生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、教頭

※ 検討事項や事案内容に応じて、教育相談員の参加を求めることがある。

※ 内容については、校長に相談・報告する。

### (2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

## 4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、校長は速やかに教育委員会に報告し、協議の上「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

## 5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止等の取組内容について学校評価項目に加え、適正に本校の取組を評価します。

付則 本方針は平成26年12月15日に制定。

付則 令和7年3月24日見直し

付則 令和8年3月19日見直し

# 修学旅行に行ってきました





# 6月の行事予定

5月13日(水)から15日(金)、3年生は修学旅行に行ってきました。

長い時間をかけて計画・準備をしてきた修学旅行です。生徒たちは思いっきり楽しみ、自分たちで取り組んできた達成感を味わうことができました。

自主研修も大きな問題なく進めることができましたようです。これらの経験を、今後の学校生活や人間関係に役立てていくことに期待しています。

## 2年生は宿泊研修



2年生は5月20日(水)21日(木)、札幌で宿泊研修を行いました。

自分の将来を見据えて興味のある職業の専門学校に体験したり、グループごとに自主研修に取り組んだり、将来や来年の修学旅行の事前学習を兼ねた取組となりました。3年生と同様に、特に問題なくしっかり時間を守り取り組むことができました。こちらも今後の生活やこれからの人間関係作りなどに活かしていくことに期待しています。

日	曜	行事予定
1	月	体育大会(予備日)
2	火	
3	水	【部活動休養日】 歯科検診(全学年)
4	木	スクールカウンセラー来校
5	金	
6	土	北海道PTA連合会総会 空知中体連陸上競技大会(岩見沢陸上競技場)
7	日	空知中体連陸上競技大会(予備日)
8	月	《開校記念日》
9	火	自転車乗車指導
10	水	【部活動休養日】 由仁町PTA連合会理事会18:00由仁中
11	木	
12	金	高校説明会(全学年)
13	土	
14	日	
15	月	【部活動休養日】
16	火	眼科検診(1年)
17	水	
18	木	スクールカウンセラー来校 アイヌについての講演(3年) 避難訓練
19	金	中体連壮行会
20	土	
21	日	
22	月	(生徒会)委員会活動日
23	火	耳鼻科検診(2年) 自然学習(1年)
24	水	【部活動休養日】
25	木	
26	金	南空知中体連各種大会
27	土	南空知中体連各種大会
28	日	南空知中体連各種大会(予備日)
29	月	
30	火	

## 子ども園・小学校・中学1年生合同でクリーン大作戦

